

平成24年度版

**EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士  
受入れパンフレット**

## 目次

このパンレットに繰り返し出てくる用語	…	1
看護師・介護福祉士コースについて	…	3
I. 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ枠組の概要	…	4
II. 看護師コースの受入れ機関・候補者の要件等	…	6
III. 介護福祉士コースの受入れ機関・候補者の要件等	…	8
IV. 就労希望者の採用選考について	…	11
V. 雇用契約について	…	14
VI. 各種研修について	…	15
VII. 査証の発給・在留資格、在留管理・雇用管理について	…	18
VIII. 受入れ機関による手数料等のお支払について	…	21
IX. 受入れの流れ、受入れ機関（施設）において行う事柄等について	…	23
X. 本受入れ枠組みにおける JICWELS の主な業務	…	27

## このパンフレットに繰り返し出てくる用語

このパンフレットでは用語を次のとおり使用しています。

### ≫ 「受入れ機関」

国際厚生事業団（JICWELS：ジクウェルズ）の紹介による雇用契約に基づき、設立している施設で看護師・介護福祉士候補者あるいは EPA 看護師又は EPA 介護福祉士を受け入れている日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいいます。

### ≫ 「受入れ施設」

JICWELS の紹介による受入れ機関と雇用契約を締結した看護師・介護福祉士候補者あるいは EPA 看護師又は EPA 介護福祉士を就労させている施設をいいます。

### ≫ 「受入れ希望機関」

設立している施設で看護師・介護福祉士候補者あるいは EPA 看護師又は EPA 介護福祉士を受け入れることを希望する日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいいます。

### ≫ 「受入れ予定機関」

JICWELS の紹介によって看護師・介護福祉士候補者との間で雇用契約を締結し、所要の日本語等研修の修了後（日本語研修免除者については看護又は介護導入研修の修了後）に、設立している施設へ受け入れることを予定している日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいいます。

### ≫ 「看護師・介護福祉士候補者」又は「候補者」

JICWELS の紹介によって雇用契約を締結した受入れ施設において、研修責任者の監督の下で看護師・介護福祉士の資格を取得することを目的とした研修を受けながら、就労する資格取得前のフィリピン人又はインドネシア人看護師・介護福祉士候補者をいいます。なお、「看護師・介護福祉士候補者」又は「候補者」は広義には、資格取得前の者として、就労希望者、採用予定者を含めて使用場合があります。

### ≫ 「就労希望者」

日本の受入れ施設での就労を希望するフィリピン人又はインドネシア人をいいます。

### ≫ 「採用予定者」

JICWELS の紹介によって受入れ機関との間で雇用契約を締結し、所要の日本語研修（日本語能力が十分と認められている場合は免除されます）と看護又は介護導入研修の課程を修了した後に雇用契約上に明示された受入れ施設で就労する予定のフィリピン人又はインドネシア人を指します。

### ≫ 「EPA 看護師」

経済連携協定（EPA）に基づき日本の看護師国家資格を取得したフィリピン人又はインドネシア人をいいます。

### ≫ 「EPA 介護福祉士」

EPA に基づき日本の介護福祉士国家資格を取得したフィリピン人又はインドネシア人をいいます。

≫送り出し調整機関

経済連携協定に規定される、候補者となることを希望する者の応募など送り出しの事務を行う機関。具体的には、POEA（フィリピン海外雇用庁）や National Board（ナショナル・ボード：インドネシア海外労働者派遣・保護庁）のこと。

≫「POEA（フィリピン海外雇用庁）」

日本・フィリピン経済連携協定に規定されているフィリピン側の唯一の送り出し調整機関をいいます。

≫「National Board（ナショナル・ボード：インドネシア海外労働者派遣・保護庁）」

日本・インドネシア経済連携協定に規定されているインドネシア側の唯一の送り出し調整機関をいいます。

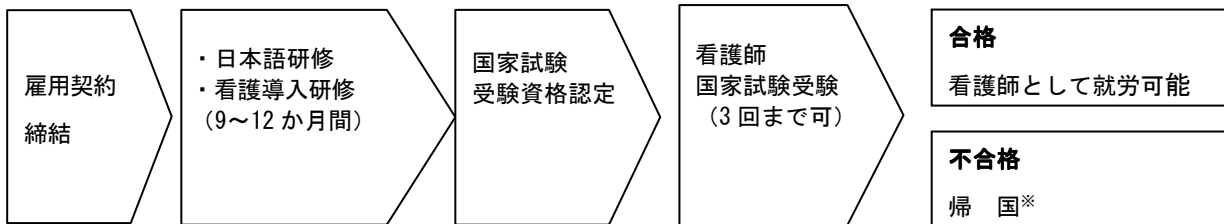
≫「日本語研修機関」

看護師・介護福祉士候補者の受入れ施設での就労開始前に、所要の日本語研修を実施する機関をいいます。訪日前と訪日後で実施機関が異なります。訪日前の日本語研修の実施機関は国際交流基金、訪日後の日本語研修の実施機関については、今後、公募を経て、経済産業省又は日・ASEAN 統合基金\*によって決定される予定です。

\*日・ASEAN 統合基金は、ASEAN 統合を実現するための ASEAN 諸国の努力を支援すること、日本と ASEAN との間の協力を促進すること等を目的に、平成 18 年 3 月に設置されたものです。

## ～看護師コース～

「看護師コース」とは、看護師候補者が、日本の看護師国家試験を受験するための準備活動の一環として、9～12 か月間の日本語研修(日本語能力が十分と認められる場合は免除されます)及び看護導入研修修了後、受入れ施設で看護師候補者として研修・就労し、国家試験の受験資格認定を受け、当該試験に合格した者に看護師国家資格を与え、看護師として就労することが認められるコースです。



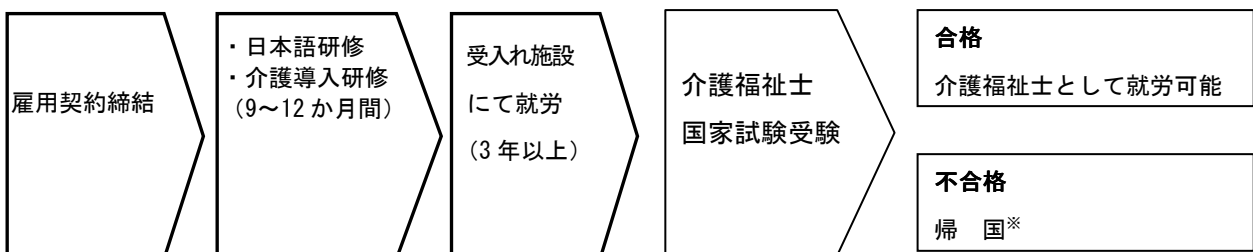
(※短期滞在で再度入国して受験が可能)

## ～介護福祉士（就労）コース～

「介護福祉士(就労)コース」とは、介護福祉士候補者が、日本の介護福祉士国家試験を受験するための準備活動の一環として、9～12 か月間の日本語研修(日本語能力が十分と認められる場合は免除されます)及び介護導入研修修了後、受入れ施設で研修・就労し、3年以上介護業務に従事した後、介護福祉士国家試験に合格した者について、介護福祉士国家資格を与え、介護福祉士として就労することを認めるコースです。

なお、本パンフレットで扱う「介護福祉士コース」とは、「介護福祉士(就労)コース」を指し、「介護福祉士(就学)コース」ではありませんのでご注意ください。

※ フィリピン人介護福祉士候補者については、日本国内の介護福祉士養成施設へ入学し、介護福祉士資格の取得後は介護福祉士として就労するコース(就学コース)も設定されています。



(※短期滞在で再度入国して受験が可能)

## I. 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ枠組の概要

経済連携協定（EPA）の発効により、インドネシアについては平成 20 年度から、フィリピンについては平成 21 年度から、看護師や介護福祉士の国家資格取得を目指す労働者の受入れが開始しました。

経済連携協定では、特例的に、一定の要件を満たす外国人が「看護師候補者」あるいは「介護福祉士候補者」として入国し、日本の国家資格を取得するために、一定の要件を満たす病院・施設（受入れ施設）において就労・研修し、国家資格の取得後には看護師・介護福祉士として継続して就労することが認められています。また、フィリピン人介護福祉士候補者については、日本国内の介護福祉士養成施設へ入学し、介護福祉士資格の取得後には介護福祉士として就労するコースも設定されています。どちらも国家資格取得後は、在留期間は、上限無く更新可能です。

さらに、本枠組みにおいては、候補者としての滞在期間中に国家資格を取得できずに帰国した者が、短期滞在等の在留資格で再度入国し、日本の国家試験に合格して看護師又は介護福祉士の資格を取得した後に、あらためて日本に入国し、就労することも認められています。

経済連携協定による看護師・介護福祉士候補者の受入れは、協定で認められた期間内に看護師・介護福祉士候補者が看護師・介護福祉士の資格を取得することを目的とし、その後継続して日本に滞在できるようにするものです。したがって、国家資格取得前は受入れ施設において、国家資格の取得を目標とした国家試験対策、日本語学習等の適切な研修を実施することが何よりも重要です。

※ 本枠組みについては、以下各告示により定められております。各告示については、国際厚生事業団ホームページ (<http://www.jicwels.or.jp/>) をご参照ください。

### ○厚生労働省告示

- ・「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 509 号）
- ・「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 312 号）

### ○法務省告示

- ・「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受ける看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年法務省告示第 506 号）
- ・「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受ける看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年法務省告示第 278 号）

**【参考 1】 これまでの受入れ実績（平成 23 年 9 月時点）**

		フィリピン	インドネシア
平成 20 年度	看護	—	104 名（47 施設）
	介護（就労）	—	104 名（53 施設）
	介護（就学）	—	—
平成 21 年度	看護	93 名（45 施設）	173 名（83 施設）
	介護（就労）	190 名（92 施設）	189 名（85 施設）
	介護（就学）	27 名（6 施設）	—
平成 22 年度	看護	46 名（27 施設）	39 名（19 施設）
	介護（就労）	72 名（34 施設）	77 名（34 施設）
	介護（就学）	10 名（6 施設）	—
平成 23 年度	看護	70 名（36 施設）	47 名（22 施設）
	介護（就労）	61 名（33 施設）	58 名（29 施設）
	介護（就学）	—	—

注：平成 23 年度の介護福祉士候補者の就学コースは、募集しないこととなった。

**【参考 2】 合格者数（累計人数）**

合格者	フィリピン	インドネシア	合計
看護師	2 名	17 名	19 名

## II. 看護師コースの受入れ機関・候補者の要件等

### 1. 受入れに当たっての要件

看護師候補者の受入れに当たっては、以下の(1)～(4)の要件を満たしていなければなりません。

#### (1) 受入れ機関・施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の①～⑦の要件を満たすこと。

- ① 受入れ施設において、原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。
- ② 受入れ施設において、看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数が増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数が増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数が増すごとに1以上であること。
- ③ 受入れ施設において、看護職員の半数以上が看護師であること。
- ④ 受入れ施設において、看護の組織部門が明確に定められていること。
  - ・ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
  - ・ 看護部門としての方針が明確であること。
  - ・ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
  - ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が、(2)の①の看護研修計画に明記されていること。
- ⑤ 受入れ施設において、看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- ⑥ 受入れ施設において、看護に関する諸記録が適正に行われていること。
  - ・ 看護記録が正確に作成されていること。
  - ・ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。
  - ・ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- ⑦ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師（候補者）・介護福祉士（候補者）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

※ 受入れ施設が1年間に受け入れる候補者の数については、当面候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から原則としてフィリピン人、インドネシア人それぞれ2名以上5名以下とします。ただし、看護師候補者については平成23年度に受け入れた候補者が引き続き就労している施設に限り、1名のみの受入れ希望を可とします。

#### (2) 研修の要件

病院における研修は、以下の①から⑤までの要件を満たしていなければなりません。

- ① 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること<sup>(\*)</sup>。

※「看護研修計画」については、研修が効果的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活

用等に配慮し策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容として下さい。

- ② 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること<sup>(\*)</sup>。

※「研修責任者」は看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」は看護師候補者に対する専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいいます。

※「研修支援者」は上記の支援の分野で複数名配置すること、あるいは支援の分野を兼ねて配置すること、さらには「研修責任者」がこれを兼ねることもできるものとします。

※「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところですが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においても看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができる場合には、この要件を満たすものとして差し支えありません。

- ③ 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- ⑤ 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

### (3) 雇用契約の要件

雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬<sup>(\*)</sup>を受けることを内容とするものであること。

\*「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」かどうかは、看護師候補者を受け入れる病院において、当該看護師候補者と同様の職務に従事する日本人看護助手と比較するものです。

### (4) 看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、看護師候補者の帰国費用の確保等帰国担保を講じていること。

\* 候補者の宿泊施設の確保の仕方としては、職員寮のほか、賃貸住宅を手配しても構いません。また、家賃は、実費の範囲内で候補者に負担させることができますが、求人票（受入れ施設説明書）の、敷金や礼金等の支払いも含めた本人の負担額記載欄に、その旨をご記入下さい。

### (5) 報告

国際厚生事業団を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと（p. 20 や受入れの手引きを参照）。

## 2. 看護師候補者の要件

フィリピン人・インドネシア人が看護師候補者として日本の受入れ施設で就労するためには、次の要件を満たしている必要があります。

フィリピン人看護師候補者	インドネシア人看護師候補者
①フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であること。	①インドネシアの法令に基づき資格を有する看護師であること。
②少なくとも3年間看護師としての実務経験があること。	②少なくとも2年間看護師としての実務経験があること。
③JICWELSの紹介による受入れ機関との雇用契約を締結していること。	③JICWELSの紹介による受入れ機関との雇用契約を締結していること。

## 3. 受入れ最大人数

平成24年度の看護師候補者の受入れは、フィリピン人候補者最大200人、インドネシア人候補者最大200人とされています。

# Ⅲ. 介護福祉士コースの受入れ機関・候補者の要件等

## 1. 受入れに当たっての要件

介護福祉士候補者の受入れに当たっては、以下の(1)～(4)の要件を満たしていなければなりません。

### (1) 受入れ機関・施設の要件

介護福祉士候補者を受入れできる施設は巻末に掲げる介護施設（※ただし、1～5の施設については定員が30名以上（介護療養型医療施設は介護保険の指定を受けた病床数が30床以上）であること。また、6～10の施設については、1～5の施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること）であることとし、かつ、次の①～④の要件を満たしていなければなりません。

- ① 受入れ施設において、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されていること。
- ② 受入れ施設において、介護職員の員数（就労する介護福祉士候補者を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと※。

※ 介護福祉士候補者は、介護福祉士資格を取得するまでの間は、受入れ施設で就労しながら国家試験の受験に向けた研修を受けることとされており、受入れ施設においては適切な研修体制の確保を図ることが必要ですが、一方で、研修体制を確保しても、当該施設の入所者に対するサービス提供に影響を及ぼさないことが必要であることから、介護福祉士候補者を除いても法令上必要な介護職員を確保しなければならないこととしています。

- ③ 受入れ施設において、原則として常勤介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有する職員であること。
- ④ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定の枠組み等による看護師（候補者）・介護福祉士（候補者）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

※ 受入れ施設が1年間に受け入れる候補者の数については、当面候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から原則としてフィリピン人、インドネシア人それぞれ2名以上5名以下とします。ただし、介護福祉士候補者については平成22年度又は平成23年度に受け入れた候補者が引き続き就労している施設

に限り、1名のみ受入れ希望を可とします。

## (2) 研修の要件

介護施設における研修は、以下の①から④の条件を満たしていなければなりません。

- ① 研修内容は、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画<sup>(※)</sup>が作成されていること。

※介護研修計画は、研修が効率的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容として下さい。

- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること<sup>(※)</sup>。

※「研修責任者」は介護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」は介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語研修の支援、生活支援等に当たる者をいいます。「研修支援者」は、上記の支援の分野毎で複数名配置すること、又は、支援の分野を兼ねて配置して下さい。また、「研修責任者」「研修支援者」を兼ねることもできます。

- ③ 研修責任者は、原則として、5年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。なお、研修責任者には、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者が含まれる。

- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

## (3) 雇用契約の要件

雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬<sup>(※)</sup>を受けることを内容とするものでなければなりません。

※ 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」かどうかは、介護福祉士候補者を受け入れる介護施設において、当該介護福祉士候補者と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較するものです。

## (4) 介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、介護福祉士候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講じていること。

※ 候補者の宿泊施設の確保の仕方としては、職員寮の外、賃貸住宅を手配しても構いません。また、家賃は、実費の範囲内で候補者に負担させることができますが、求人票（受入れ施設説明書）の、敷金や礼金等の支払いも含めた本人の負担額記載欄に、その旨をご記入下さい。

## (5) 報告

国際厚生事業団を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと（p. 20 や受入れの手引きを参照）。

## 2. 介護福祉士候補者の要件

フィリピン人・インドネシア人が介護福祉士候補者として日本の受入れ施設で就労するためには、次の要件を満たしている必要があります。

フィリピン人介護福祉士候補者	インドネシア人介護福祉士候補者
<p>①卒業に要する期間が少なくとも4年間である 高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人であって、フィリピンの法令に基づきフィリピン政府により介護士と認定された者</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>看護学校(フィリピン政府により認められた高等教育機関であって、看護学士の課程を運営するためのものをいう)を卒業した者であること。</p>	<p>①インドネシア国内の大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上を取得し、かつインドネシアにおいて介護の研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>インドネシア国内の看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業者であること。</p>
<p>②JICWELS の紹介による受入れ機関との雇用契約を締結していること。</p>	<p>②JICWELS の紹介による受入れ機関との雇用契約を締結していること。</p>

## 3. 受入れ最大人数

平成 24 年度の介護福祉士候補者の受入れは、フィリピン人候補者最大 300 人（就労 250 人、就学 50 人）、インドネシア人候補者最大 300 人とされています。

## IV. 就労希望者の採用選考について

本枠組における就労希望者の採用選考の流れを説明します。採用選考に当たっては、JICWELS が情報の提供等の支援を行います。



### 1. 求人登録申請

候補者の受入れを希望する機関は、JICWELS に求人登録申請を行います。申請に必要な書類は、JICWELS ホームページ(<http://www.jicwels.or.jp>)上でアカウントを取得の上、作成してください。

### 2. JICWELS による要件審査・選考

JICWELS では、受入れ希望機関より提出された求人申請書類により、各受入れ希望機関が、受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件を満たしているかを審査します。求人申請書類は審査に合格したものが受理されます。要件を満たさないものは受理されません。求人数および求職者数の両方が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELS が受入れ希望機関を選考します。審査・選考に受かった機関が JICWELS に受入れ希望機関として登録されます。JICWELS に登録された受入れ希望機関以外は、本枠組による受入れ対象とはなりません。また提出書類は返却いたしません。

なお、求人登録後、受入れ希望機関(施設)と候補者双方の希望によってマッチングを行いますので、受入れ希望機関として JICWELS に登録された場合であっても、候補者を受け入れられない場合もありますので、ご注意ください。

JICWELS に登録された受入れ希望機関の求人情報は、英訳<sup>1</sup>した上で、送り出し調整機関に提供し、送り出し調整機関が審査・選考した就労希望者に提供されます。この求人情報は、就労希望者によって閲覧され、就労希望先の受入れ希望施設を決定する際の判断材料の一つとして活用されます。

### 3. 送り出し調整機関による就労希望者の募集、審査、選考

就労希望者については、相手国の送り出し調整機関が国内において募集し、応募のあった就労希望者について、審査・選考を行います。インドネシアについては、訪日前日本語研修をマッチング前に開始することから、日本側での受入れ希望機関の募集よりも先に就労希望者の募集、審査・選考を行います。

フィリピンについては、訪日前日本語研修をマッチング後に開始することから、日本の求人数の確定を受けて、就労希望者の募集、審査・選考を行います。

### 4. 現地面接・合同説明会

JICWELS は、受入れ希望機関に代って、送り出し調整機関により審査・選考された各就労希望者に対して、フィリピン、インドネシア現地にて、適性検査(フィリピンでは、就労希望者が同意した場合に実施する予定。)、現地面接を実施します。これらの結果については、就労希望者の情報とともに、受入れ希望機関(施設)に提供します。

また、両国ともに、JICWELS は、就労希望者が同意した場合に面接をビデオに撮影します。面接ビデオは、就労希望者が提供を希望する受入れ機関(施設)に対して、求職者情報の一部として提供されます。また、現地面接では、JICWELS 職員が EPA の枠組みや日本の生活(気候・物価等)について候補者に直接説明します。面接の評価は、受入れ希望機関の採用選考に当たって参考となるよう、JICWELS が A から C までにランク付けして評価します。

JICWELS による現地面接・適性検査と並行して、JICWELS が手配した会場において、参加を希望した受入れ希望機関が就労希望者に対して、機関(施設)の概要や仕事内容等について直接説明する現地合同説明会を行います(参加は任意)。ただし、現地合同説明会の参加に必要な航空券、宿舎、通訳等は、受入れ希望機関で手配をいただきます。また、本説明会において、内定を出すことはできませんので、ご注意ください。現地合同説明会に参加できるのは、受入れ機関の理事長の他、当該機関において採用・人事、業務、研修等を担当する役職員に限られ、あつせん事業者等の出席は認められませんのでご注意ください。

### 5. 就労希望者情報の閲覧

送り出し調整機関から入手した就労希望者の情報は、JICWELS が和訳を行います<sup>※1</sup>。その後、就労希望者の情報については、4. の面接、適性検査の結果とともに、それぞれ JICWELS に登録された各受入れ希望機関(施設)に提供します(就労希望者の連絡先、パスポート番号等の個人情報提供されません)。ただし、就労希望者の面接ビデオ及び学業成績証明書については、就労希望者が提供を希望する受入れ希望機関(施設)に対して提供します。この求職者情報は、受入れ希望機関(施設)によって、受入れを希望する就労希望者を決める際の判断材料の一つとして活用できます。

<sup>1</sup> JICWELS は、求職者へ情報提供するための求人書類の翻訳(求人票、受入れ施設説明書、看護(介護)研修計画書、研修実施体制説明書)を行う場合等、利用目的の達成に必要な範囲内において、円滑かつ効率的に職業紹介を行うため、個人情報を取り扱う業務の一部または全部を外部委託することがあります。

## 6. マッチング

就労希望者は、受入れ希望機関情報等を参考に、就労意向のある受入れ希望機関(施設)の順位を記入した就労意向表(第一次マッチングは最大第10位まで、第二次マッチングは最大第20位まで記入可能)を JICWELS に提出します。JICWELS は、就労意向表の集計を行い、就労希望者から就労の意向のある受入れ希望機関(施設)に対して、当該機関(施設)で就労する意向のある就労希望者の候補者番号と就労意向の度合いを通知します。

受入れ希望機関(施設)は、求職者情報、就労希望者の就労意向度合い等を参考に、受入れ意向のある就労希望者の順位を記入した受入れ意向表(第一次マッチングは最大第10位まで、第二次マッチングは最大第20位まで記入可能)を JICWELS に提供します。

JICWELS は、受入れ希望機関(施設)と就労希望者双方の意向情報をマッチングプログラムに入力し、プログラムから受入れ希望機関(施設)と就労希望者の最適なマッチングの組合せを導き出します。

第一次マッチングで受入れ希望人数を満たさない受入れ希望機関(施設)及びマッチング不成立となった就労希望者は、第二次マッチングに進みます。マッチングの結果、必要に応じて受入れ希望機関(施設)に対して、できるだけ、受入れ希望人数を満たせるよう、JICWELS において未マッチングの就労希望者の受入れ意思の照会業務を行うこともあります。

## 7. 採用内定

マッチングが成立した受入れ希望機関(施設)と就労希望者については、両者のマッチング結果の同意をもって、採用内定となり、雇用契約を締結します。

## V. 雇用契約について

受入れ希望機関は、採用が内定した就労希望者との間で、日本語研修機関における所要の日本語等研修修了を条件とする雇用契約を締結します。候補者は日本語等研修の修了後、この雇用契約に基づき受入れ施設において就労・研修を開始することとなります。

なお、日本語研修が免除される場合は、日本へ入国後、JICWELS が行う看護・介護導入研修(10 日間程度の予定)の修了後、受入れ施設での就労を開始します。

### 【雇用契約において定めるべき内容や条件】

- ①候補者の労働契約の期間(3 年間)<sup>※</sup>、就業の場所、業務内容、基本給額、超過勤務手当額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。  
※介護福祉士コースの場合、労働契約の期間は、雇用主または就労者のいずれかが契約を更新しない意思を表明しない限り、3 年間の期間満了後に 1 年間更新されるものとします。
- ②雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うことや社会保険・労働保険を適用すること、試用期間は設けないこと。
- ③候補者が日本の法令を遵守することや在留管理等の目的で自らの個人情報に関係行政機関、受入れ調整機関その他の関連機関に提供されることに同意すること。
- ④その他渡航費用・雇用契約終了後の帰国費用の負担、契約の終了事由、等。

雇用契約が JICWELS の紹介によって締結されていることが、採用予定者への査証の発給や入国及び滞在の許可の要件の一つになっています。

## VI. 各種研修について

### 1. 日本語研修機関における日本語研修・看護（介護）導入研修について

雇用契約を締結した採用予定者は、現地にて実施される訪日前日本語研修や、入国後に日本語研修機関において実施される6か月間の日本語研修、日本の生活習慣・職場適応研修、看護（介護）導入研修を受講します。

#### (1) 日本語研修免除者について

一定の日本語能力を有する者（候補者）は、日本語研修の受講は必要なく、JICWELSが手配する研修会場において実施する看護（介護）導入研修（10日間程度の予定）のみを受講し、受入れ施設での就労・研修を開始します。日本語研修免除者の要件は以下の通りです。

- ・ 財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験N2（平成21年度までに実施された日本語能力試験においては、2級）以上取得者  
又は
- ・ 法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において所要の期間の日本語教育を受けた者であることが厚生労働大臣により確認された者

#### (2) 訪日前の日本語研修について

インドネシアでは6か月間（本年10月から来年4月までを想定）、フィリピンでは3か月間（来年1月から来年4月までを想定）の訪日前日本語研修を実施する予定です。これにより、インドネシア人候補者については訪日後研修と併せて1年間、フィリピン人候補者については訪日後研修と併せて9か月間の日本語研修を実施することとなります。また、インドネシアでは、マッチング前に訪日前日本語研修を開始し、マッチングの段階で候補者の同意が得られれば、研修成果をマッチングの際に提供できるかどうか検討します。このように、過去に訪日し就労を開始している候補者に比べ、就労開始段階で日本語能力が向上することが期待されます。

#### (3) 訪日後の日本語等研修について

訪日後は、日本語研修実施機関が、6か月間の日本語研修を実施します。今後具体的なカリキュラムを検討しますが、昨年度のカリキュラム（インドネシア人候補者に対する訪日後研修）は、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/indonesia/bosyuu110210.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/bosyuu110210.html) の別添を参照ください。

また、JICWELSが、看護・介護導入研修（約40時間）を実施します。これは、看護・介護に関する最低限必要な知識・技能を修得することにより、施設内研修への円滑な移行を図るという観点から策定されたカリキュラムに基づき実施されるものです。

看護導入研修では、日英・日インドネシア語対訳テキストを使用して、健康に関する指標・健康と生活・主な看護活動展開の場と看護の機能・社会保障の理念・社会保険制度・社会福祉諸法の理念と施策・社会福祉行政・保健活動・医療機関と医療従事者の職務の機能と役割・在宅看護の導入部分に相当する基礎的な知識・技能を研修してもらいます。

介護導入研修では、日英・日インドネシア語対訳テキストを使用して、介護概論・コミュニケーション技術・移動の介護・排泄の介護・衣服着脱の介護・食事の介護・入浴&清潔の介護（講義・演習）の導入部分に相当する基礎的な知識・技能を研修してもらいます。

訪日後の6か月間の日本語研修期間中、受入れ予定機関の方々を対象とした、JICWELS主催の就労前説明会を開催し、採用予定者の受入れに関する留意事項等について説明します。(参加は任意。参加費は無料。交通費につきましては、受入れ予定機関においてご負担ください。)

また、6か月間の日本語研修終了後は、受入れ予定機関の受入れ担当者の方々には、日本語研修施設で候補者を出迎え、受入れ予定機関まで引率していただきます。

## 2. 施設内研修・就労について

### (1) 施設内研修について

採用予定者のうちの日本語研修受講者は、6か月間の日本語研修・看護(介護)導入研修の修了後に、また、日本語研修免除者は、看護(介護)導入研修(10日間程度の予定)の修了後に、それぞれ雇用契約で定められている受入れ施設に候補者として配置され、就労・研修を開始することになります。

施設内研修とは、候補者が日本における看護師(介護福祉士)の役割や機能を理解し、国家資格の取得に必要な知識及び技能、日本語能力を修得することをねらいとして、それぞれの受入れ施設で就労しながら、看護師(介護福祉士)の監督の下、実施する研修です。

### (2) 研修プログラムについて

受入れ施設は、候補者の研修を開始するに当たり、求人登録申請時に提出した「研修計画書」に基づき研修を進めるに当たっては、一定期間における研修・学習の内容や到達目標を具体的に定めた「研修プログラム」を作成することが望ましいとされています。施設内研修は、その進捗状況を把握し、点検・評価を行いながら進め、必要に応じて「研修プログラム」の見直し等を行い、研修内容の改善に努めていただきます。

### (3) 施設内研修の費用負担等について

受入れ施設における研修・学習にかかる費用負担について、候補者への研修・学習支援を実施する際、施設職員によるOJT指導、研修支援者による国家試験に向けた自己学習の指導等、受入れ施設の設備や職員等を利用する場合の費用については、教材等の購入に係る費用も含め、原則として受入れ施設で負担してください。

また、研修計画の一環として、外部の教育・研修機関等(例. 通信教育、看護師学校(養成所)での聴講、介護福祉士養成施設への就学、日本語学校への入学等)を利用する場合についても、費用の助成(一部助成も含む)や就学時間の確保等、受入れ施設が可能な範囲内で支援を行ってください。

受入れ施設における研修・学習においては、その方法にさまざまな選択肢がありますが、研修・学習費用の名目で過大な金銭的負担等を候補者に強いることのないよう留意してください。

これら研修・学習の費用負担は、候補者が就労希望機関・施設を選定するに当たって閲覧する、研修実施体制説明書に記載する欄がありますので、求人登録に当たって記載いただくことになります。

候補者の研修の実施状況は、受入れ施設の要件・雇用契約の要件の遵守状況とあわせて、受入れ機関からJICWELSへ定期的に報告が必要です。

### (4) 看護師候補者が従事する業務について

看護師候補者については、フィリピン(インドネシア)の看護師資格を有し、かつ一定の実務経験を有している者を病院で受入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大3年間の滞在期間の間に看護師資格の取得を目指すものです。

看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事することはできませんが、受入

れの趣旨にかんがみ、病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮してください。

具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよりますが、できる限り看護師候補者の経験や意向も踏まえた上で、看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮してください。

## Ⅶ. 査証の発給・在留資格、在留管理・雇用管理について

### 1. 査証の発給・在留資格について

#### (1) 査証の発給について

看護師・介護福祉士候補者が経済連携協定の枠組みのもとで、日本への査証を得て入国・滞在するためには、JICWELS のあっせんにより、受入れ機関と雇用契約を締結しており、フィリピン・インドネシア政府の指名により、日本国政府に対して口上書によって通報されていることが条件となります。

候補者の査証申請は、送り出し調整機関が候補者に代わって、それぞれフィリピン、インドネシアの日本大使館へ申請します。査証の申請が行われると、日本政府においては以下の①から③の要件を満たしているかなどを確認の上、候補者に対して査証が発給されます。査証の審査には1ヶ月程度を要します。

- ①候補者と受入れ機関がそれぞれの要件を満たしていること
- ②要件を満たした受入れ機関と候補者との間で、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とする雇用契約を締結していること
- ③受入れ機関と候補者との雇用契約の締結はJICWELS の紹介によって行われたものであること

#### (2) 在留資格について

候補者は、送り出し国の政府が発行した有効な旅券及び日本政府が発行した有効な査証等を所持して来日する際、旅券に在留資格、在留期間等の記載がなされて入国することとなります。

候補者の我が国での入管法上の在留資格は、看護師・介護福祉士の国家資格を修得することを目的として、日本語研修機関における6か月間の研修の履修活動、受入れ施設における施設内研修を通じて必要な知識・技術を修得する活動に対して、我が国への入国・一時的な滞在が認められる「特定活動」となり、我が国で雇用される機関、就労する施設、当該施設における活動の内容が法務大臣によって個々のフィリピン人・インドネシア人に対して指定されます。在留期間は次のとおりです。

	看護師コース（在留期間）	介護福祉士コース（在留期間）
資格取得前	1年間。ただし、2回を限度として更新可能。	1年間。ただし、3回を限度として更新可能。
資格取得後	3年間。ただし、最初の3年間以降は、過去の在留状況等により3年を超えない範囲で回数に制限なく更新可能。	3年間。ただし、最初の3年間以降は、過去の在留状況等により3年を超えない範囲で回数に制限なく更新可能。

## 2. 在留管理・雇用管理について

### (1) 在留管理について

看護師・介護福祉士候補者は、国家資格を取得することを目的として、日本語研修機関における6か月間の研修の履修活動、受入れ施設における施設内研修を通じて必要な知識・技術を修得するため、我が国への入国・一時的な滞在が認められるものです。

資格取得前の在留期間は1年となっていますので、候補者の在留期限内に在留期間の更新手続を行うようにして下さい。

また、国家資格を取得したEPA看護師・EPA介護福祉士は、日本で行う活動が看護師・介護福祉士としての活動となることから、在留資格の変更の許可を受ける必要があります。また、指定書で指定された施設以外には、就労させることはできません。資格取得前とは別の病院、介護施設で就労する場合は、新しい施設で就労することを内容とする雇用契約を締結した上で、在留資格の変更の申請に当たって雇用契約書等を提出して下さい。

#### 【参考】国家資格取得前の受入れ機関・施設の変更について

入管法令上、候補者が受入れ機関・施設を変更するためには「やむを得ない事情」が必要とされており（法務省告示第五の一の2及び二の2）、資格取得前の受入れ機関・施設の変更は原則として認められません。

### (2) 外国人登録について

90日以上日本に滞在する外国人は、外国人登録法に基づき、入国した日から90日以内に外国人登録を、本人が居住する市区町村役場で行うことが義務付けられています。

#### ① 日本語研修を受講する候補者の場合

6か月間の日本語等研修を受講する候補者は、入国後、日本語研修機関から、日本語等研修中に候補者が外国人登録の申請方法等に関する説明を受け、日本語研修機関職員により市区町村の窓口まで引率され、外国人登録申請を行います。

日本語等研修修了後、受入れ施設近くの新居住地に移った際は、新居住地に移った日から14日以内に本人が居住する市区町村の窓口に行き変更登録を行う必要があります。受入れ施設におかれましては、窓口への引率等の対応をお願いします。

#### ② 日本語研修免除者の場合

日本語研修を免除された候補者は、入国後にJICWELSが実施する看護（介護）導入研修（10日間程度の予定）において、外国人登録の申請方法等に関する説明を受けますが、外国人登録までは行いません。したがって、看護（介護）導入研修修了後、受入れ施設においては、すみやかに候補者を本人が居住する市町村の窓口まで案内し、外国人登録申請を行うようにしましょう。

### (3) 雇用管理について

日本国内で就労する限り、候補者・EPA 看護師・EPA 介護福祉士についても日本人と同様、適正な雇用・労働条件が確保されなければなりません。具体的には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法等の労働関係法令や健康保険法、厚生年金保険法等の社会保険関係法令が日本人と同様に適用されます。

次には、外国人特有の義務や努力義務、日本人と同様法令上義務とされる主な事項、その他の留意事項を記載しました。

#### ① 外国人雇用状況の届出等

雇用対策法により、すべての事業主には外国人労働者の雇入れ又は離職の際には、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等を、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

#### ② 外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務

雇用対策法により、事業主には、外国人について、雇用管理の改善や再就職支援に関する努力義務が課されています。

なお、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）に事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等が整理されています。

#### ③ 労働条件・安全衛生

賃金、労働時間、退職、解雇等に関する労働条件や安全衛生については、日本人と同様、法令に適合した水準を確保しなければなりません。

#### ④ 労働保険・社会保険の適用

労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険（年齢によっては介護保険）は、候補者・EPA 看護師・EPA 介護福祉士も対象となります。なお、これらの国の保険制度は強制適用ですので、必ず加入しなければなりません。

#### ⑤ コミュニケーションに対する配慮

日本語研修免除者を除く候補者は、所要の日本語研修を受講しますが、研修終了直後は日本語能力などが十分でないために職場の同僚との意思疎通が円滑にいかず、トラブルが発生することもあります。普段から、日本人の同僚等と円滑なコミュニケーションが図られるよう十分に配慮するようにしましょう。

### (4) JICWELS への各種報告について

円滑かつ適正な受入れ、研修実施のため、受入れ機関から JICWELS に対して次に掲げる報告が必要です。これらの報告は JICWELS から地方入国管理局や厚生労働省に提出されます。提出様式など詳しくは「受入れの手引き」をご参照ください。

定期報告(年1回など):同等報酬要件の遵守状況、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況

随時報告(該当する事態が生じた場合):死亡の報告、失踪の報告、不法就労活動の報告、雇用契約終了予定の報告、国家試験受験結果の報告、帰国確認の報告

## Ⅷ. 受入れ機関による手数料等のお支払いについて

### 1. 国際厚生事業団へのお支払い

経費	金額	支払い時期	主な経費の内容
求人申込手数料 (右記はいずれかの国についてのみ求人登録された場合) <sup>(注1)</sup>	初めて候補者を受け入れる機関: 31,500 円(税込) /受入れ機関当たり 候補者を受け入れたことのある機関 <sup>(注2)</sup> : 21,000 円(税込) /受入れ機関当たり	職業紹介契約締結時	・求人申請書の審査 ・求人、求職情報の翻訳・提供 ・web 求人申込システム管理費、等
あっせん手数料	138,000 円(税込) /1 名当たり	雇用契約書締結時	・現地面接・合同説明会経費 ・求職書類翻訳 ・マッチングシステム管理費 ・雇用契約の締結支援経費 ・POEA・National Board との連絡・調整に必要な経費、等
滞在管理費	21,000 円(税込) /1 名、1年間当たり	初年度は受入れ支援契約締結時、 翌年度以降は年度当初	・滞在者情報のとりまとめと国への提供 ・受入れ機関・本人からの相談への対応 ・在留期間更新許可申請の手続支援等に必要な経費 ・日本語研修中に帰国する場合の帰国費用 ・データベースシステム管理費、等 <sup>(注3)</sup>

### 2. 送り出し調整機関へのお支払い<sup>(注4)</sup>

経費	金額	支払い時期	経費の内容
(フィリピン) POEA への手数料	450 米ドル相当 /1 名当たり	雇用契約書締結時	・POEA の事務処理経費・就労者福祉基金への拠出
(インドネシア) National Board へ の手数料	332 万ルピア相当 /1 名当たり (予定)	雇用契約書締結時	・National Board の事務処理経費 332 万ルピア=約 3 万円 (平成 23 年 8 月時点の換算レートによる)

### 3. 訪日後の6か月間の日本語研修機関へのお支払い

- ・日本語研修の一部負担金として、約 360,000 円<sup>(注5)</sup>

(注1) 求人申込手数料は、「看護師候補者」、「介護福祉士候補者」の区分それぞれについてお支払いいただきます。

また、フィリピン及びインドネシア両国について求人登録された場合の求人申込手数料については、初めて候補者を受け入れる機関の場合、合計 63,000 円(税込)のところを、合計 47,250 円(税込)とします。同一資格の候補者を受け入れたことのある機関の場合(看護師候補者の求人登録する機関にあつては看護師候補者を受け入れたことのある場合、介護福祉士候補者の求人登録する機関にあつては介護福祉士候補者を受け入れたことのある場合)、合計 42,000 円(税込)のところを、合計 31,500 円(税込)とします。

(注2) 過去にマッチングせず候補者は受け入れなかったが、求人登録申請し審査を通過したことのある機関を含みます。

(注3) 国から交付を受けるものを除きます。

(注4) 送り出し調整機関への支払いは JICWELS が代行いたします(受入れ機関は JICWELS にお支払いいただきます。)

(注 5)日本語能力試験 N2(旧 2 級)程度の能力を有する者は、6 か月間の日本語研修が免除され、日本語研修を受講する候補者が入国した後、速やかに入国し、JICWELS が手配する研修会場(宿舍)において実施する 10 日間程度の看護・介護導入研修のみ受講します。この場合、受入れ機関は当該日本語研修免除者の来日渡航費、看護・介護導入研修中の宿泊料等の実費を JICWELS にお支払いいただきます。

## Ⅸ. 受入れの流れ、受入れ機関（施設）において行う事柄等について

受入れの流れ	説明	提出書類等		備考
1 国内説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ希望機関(施設)を対象とした説明会をJICWELSが開催します。</li> </ul>			
2 求人登録 (1)求人登録申請  (2)職業紹介契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ希望機関はJICWELSホームページ(<a href="http://www.jicwels.or.jp">http://www.jicwels.or.jp</a>)上で所定の書類を作成の上、JICWELSに求人登録申請を行います。</li> <li>提出のあった書類はJICWELSにおいて書類審査します(受入れ機関の要件を満たさないものは受理されません)。応募が多数の場合、JICWELSが受入れ機関の研修体制に対して評価を行い、受入れ希望機関を選考します。</li> <li>書類が受理され、選考された受入れ希望機関はJICWELSと職業紹介に関する契約の締結を行っていただきます。その際、求人申込手数料が必要となります。</li> </ul>	<看護師コース> 【様式1-1】求人登録申請書 【様式2-1】求人票 【様式3-1】受入れ施設説明書 【様式4-1】看護研修計画書 【様式5】看護研修実施体制説明書 【様式6-1】研修責任者職歴証明書 【様式7】研修支援者職歴証明書  (添付書類) ①研修責任者の看護師資格証明の写し ②研修支援者の看護師資格証明の写し ③同等報酬を確認できる書類	<介護福祉士コース> 【様式1-1】求人登録申請書 【様式2-2】求人票 【様式3-2】受入れ施設説明書 【様式4-2】介護研修計画書 【様式5】介護研修実施体制説明書 【様式6-2】研修責任者職歴証明書(又は介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修過程の修了証の写し)  (添付書類) ①研修責任者の介護福祉士資格証明の写し ②同等報酬を確認できる書類	
		【様式8-1】職業紹介に関する契約書  (求人申込手数料) 初めて候補者を受け入れる機関:31,500円(税込)/受入れ機関当たり 同一候補者を受け入れたことのある機関(※):21,000円(税込)/受入れ機関当たり (※)過去にマッチングせず候補者は受け入れなかったが、求人登録申請し審査を通過したことのある機関を含む。看護師候補者の求人登録する機関にあつては看護師候補者を受け入れたことのある場合、介護福祉士候補者の求人登録する機関にあつては介護福祉士候補者を受け入れたことのある場合になります。		

受入れの流れ	説明	提出書類等	備考
<p>3 採用選考</p> <p>(1)就労希望者の募集、審査・選考</p> <p>(2)適性検査・面接、現地合同説明会の実施</p> <p>(3)求人情報の提供</p> <p>(4)求職情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労希望者について、フィリピン・インドネシアの送り出し調整機関が国内での募集を行い、審査・選考します。</li> <li>・ JICWELSは、現地に赴き、送り出し調整機関が選考した就労希望者に適性検査と面接を実施します。 このとき、JICWELSは、就労希望者に受入れの枠組みに関する説明会を実施しますが、同時に、受入れ希望機関が、就労希望者に対して説明を行う機会も設けます。現地での説明を希望する受入れ希望機関は、JICWELSホームページ上で参加登録をあらかじめ行ってください（参加は任意です）。なお、現地合同説明会に参加する場合の旅行手配等は、受入れ希望機関側で行っていただきます。</li> <li>・ 登録された受入れ希望機関の求人情報はJICWELSが英訳を行い、送り出し調整機関を通して就労希望者に提供されます。就労希望者は求人情報を見て、就労希望先の受入れ機関(施設)の選択を行います。</li> <li>・ 就労希望者の求職情報は、送り出し調整機関からJICWELSに提供されます。JICWELSは候補者の求職情報を和訳して受入れ希望機関(施設)に提供します。受入れ希望機関(施設)では、この求職情報を基に、採用する就労希望者の選択を行います。</li> </ul>		
<p>(5)マッチングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労希望者は、求人情報等を基に、就労する意向のある受入れ機関(施設)を選定します。JICWELSは就労希望者の意向を集計し、受入れ希望機関(施設)に、情報提供します。受入れ希望機関(施設)は(4)の求職情報、就労希望者の就労意向等を基に、採用する意向のある就労希望者の選定を行います。JICWELSは、受入れ希望機関(施設)と就労希望者双方の意向順位をマッチングソフトに入力し、受入れ希望機関(施設)と就労希望者の安定的なマッチングの組合せを導き出します。マッチング成立後、両者のマッチング結果同意をもって、採用内定となります。</li> </ul>	<p>【様式9-1】第一次受入れ意向表 【様式9-2】第二次受入れ意向表 【様式9-3】マッチング結果同意書</p>	
<p>4 雇用契約の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用者内定後、受入れ希望機関で雇用契約書を作成の上、署名を行っていただきます。雇用契約書には、候補者に対し、日本人と同等以上の報酬を支払うこと等を明記していただきます。</li> <li>・ JICWELSは採用内定者との間の雇用契約締結事務の支援を行います。その際、あっせん手数料、送り出し調整機関の事務処理経費等の支払いが必要です。なお、この雇用契約は、候補者に対する協定上の入国要件であり、かつJICWELSの紹介によって締結されたものでなければ、認められない仕組みになっています。</li> </ul>	<p>【様式10-1】、【様式10-2】雇用契約書</p> <p>(あっせん手数料) 138,000円(税込)/雇用予定者1人当たり</p> <p>(POEAへの手数料) 450ドル相当/1人当たり</p> <p>(National Board への手数料) 332 万ルピア(予定)=約 3 万円</p> <p>(平成 23 年 8 月時点の換算レートによる)</p>	

受入れの流れ	説明	提出書類等	備考
5 受入れ支援契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用予定者の出入国オリエンテーションの支援や日本語研修機関との連絡調整等は、JICWELSが行います。これらをJICWELSで行えるよう、受入れ機関はJICWELSとの間で受入れ支援契約を締結します。その際、滞在管理費の支払いが必要です。</li> </ul>	<p>【様式11-1】受入れ支援に関する契約書</p> <p>(滞在管理費)21,000円(税込)/年間1人当たり(初年度)</p>	
6 訪日前日本語研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>インドネシアでは、3の「採用選考」を行う前に、訪日前日本語研修(6か月間)を開始します。3の「採用選考」や4の「雇用契約の締結」は、訪日前日本語研修中に行うこととなります。</li> <li>フィリピンは、3の「採用選考」の(5)の「マッチングの実施」で、両者のマッチングの結果同意がなされてから、訪日前日本語研修(3か月間)を開始します。5の「雇用契約の締結」の手続きは、訪日前日本語研修中に行うこととなります。</li> </ul>		
7 出国前オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用予定者は、訪日後6か月間の日本語研修の前に、現地で送り出し調整機関による出国前オリエンテーションを受講します。出国前オリエンテーションでは、JICWELSが就労・研修での留意点について候補者に直接説明します。</li> </ul>		
8 日本語研修機関における日本語研修・看護(介護)導入研修(6か月間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修に要する費用の一部を受入れ機関に負担していただきます。</li> <li>日本語研修免除者は、JICWELSにおいて実施する看護(介護)導入研修(10日間程度の予定)を受講します。</li> </ul>	<p>(日本語研修機関への支払)(約36万円(予定))</p> <p>※日本語研修免除者の渡航費、看護(介護)導入研修中の宿泊実費等は受入れ機関のご負担となります。</p> <p>(フィリピン候補者の場合、実費約25万円、インドネシア人候補者の場合、実費約27万円)</p>	

受入れの流れ	説明	提出書類等	備考
<p>9 受入れ施設における研修・就労の開始 (1)研修・就労の実施</p> <p>(2)在留管理</p> <p>(3)雇用管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用予定者は8の研修修了後、雇用契約書に定められている受入れ施設に看護師・介護福祉士候補者として配置され、受入れ施設において、就労しながら看護師・介護福祉士の監督の下で看護師・介護福祉士国家資格取得に向けての研修を進めます。</li> <li>研修は、各受入れ施設において、看護師・介護福祉士国家資格取得に必要な知識・技能の修得できるよう、看護研修計画・介護研修計画に基づき行います。</li> <li>受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況をJICWELSへ報告(定期報告)していただきます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>候補者は、特定の活動にのみ従事できる在留資格で、我が国への入国・滞在が認められています。候補者の在留管理は、平成20年法務省告示第506号、平成20年法務省告示第278号により運用されることとなります。</li> <li>上記(1)の定期報告のほか、候補者の死亡や失踪や雇用契約の終了、国家試験の合否結果等は、受入れ機関が、該当する事態が生じたら随時、速やかに、JICWELSへ報告する必要があります。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内で就労する限り、候補者に対しても労基法等の労働関連法令が適用され、日本人と同様に法令の規定を遵守する必要があります。「受入れの手引き」を参考に候補者の雇用管理を適正に行っていただきます。</li> </ul>	<p>&lt;看護師コース&gt; ○定期報告様式(厚生労働省通知様式) 【様式第1-1】受入れ施設の要件遵守状況の報告(病院) 【様式1-1別紙】看護基準等変更報告 【様式第2-1】研修の実施状況の報告(病院) 【様式第2-1・2-2別紙1】研修評価表(研修責任者記載) 【様式第2-1・2-2別紙2】研修評価表(研修生記載) 【様式第3】雇用契約の要件(同等報酬要件)遵守状況の報告 【様式第3別紙】看護師等に対する同等報酬について (滞在管理費)21,000円(税込)/年間1人当たり</p> <p>&lt;介護福祉士コース&gt; ○定期報告様式(厚生労働省通知様式) 【様式第1-2】受入れ施設の要件遵守状況の報告(介護施設) 【様式第2-2】研修の実施状況の報告(介護施設) 【様式第2-1・2-2別紙1】研修評価表(研修責任者記載) 【様式第2-1・2-2別紙2】研修評価表(研修生記載) 【様式第3】雇用契約の要件(同等報酬要件)遵守状況の報告 【様式第3別紙】看護師等に対する同等報酬について (滞在管理費)21,000円(税込)/年間1人当たり</p> <p>○随時報告様式(厚生労働省通知別記2様式) &lt;看護師、介護福祉士コース共通&gt; 【様式第4-1】死亡報告書 【様式第4-2】失踪報告書 【様式第4-3】不法就労活動報告書 【様式第5】雇用契約終了報告書 【様式第7】帰国確認報告書 &lt;看護師コース&gt; 【様式第6-1】看護師国家試験合否結果報告書 &lt;介護福祉士コース&gt; 【様式6-2】介護福祉士国家試験合否結果報告書</p> <p>○随時報告様式 &lt;看護師、介護福祉士コース共通&gt; 【様式12】雇用契約変更報告書</p>	<p>(看護師コース) 1月1日現在の状況を毎年2月20日までに</p> <p>(介護福祉士コース) 1月1日現在の状況を毎年1月20日までに</p> <p>随時</p>

## X. 本受入れ枠組みにおける JICWELS の主な業務

本枠組みによる看護師(候補者)、介護福祉士(候補者)の受入れは、国家間で合意した公的な枠組みに沿って実施されるものです。JICWELS は経済連携協定に基づき本枠組みにおける日本側の唯一の受入れ調整機関として、看護師候補者等の円滑かつ適正な受入れを図ることを基本として、次の業務を行ってまいります。

### 1. 受入れ希望機関の募集、要件審査等

看護師・介護福祉士候補者の受入れが行える機関には、国家資格取得に向けての研修が受入れ施設の責任において適切に実施できるよう、また候補者との間で締結する雇用契約にも日本人と同等の処遇が確保されるよう、一定の要件が設けられています。JICWELS では受入れ希望機関の募集を行い、応募のあった受入れ希望機関から提出された求人書類について、これらの受入れ機関の要件を満たしているかなどの審査等を行います。

### 2. 受入れ希望機関と就労希望者との間の雇用関係の成立のあっせん

就労希望者のあっせんは、職業安定法上の職業紹介に該当し、これを行うためには国の職業紹介事業の許可を受けていなければなりません。JICWELS はこの看護師・介護福祉士候補者の就労あっせんを行う有料職業紹介事業者としての許可を厚生労働大臣から受けています。この許可に基づいて、JICWELS が我が国における候補者の就労のあっせん業務を一元的に担ってまいります。JICWELS は、求人者・求職者の最適な組合せが成立するように、相手国政府の送り出し調整機関と連携しながら、受入れ希望機関と候補者の双方に就業に関する情報を提供し、マッチングの実施、雇用契約の締結の支援といった採用選考に関する業務に当たってまいります。

こうした業務が行えるのは、日本国内では JICWELS のみとされていますので、JICWELS 以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者があっせんを行うことはできませんのでご注意ください。

### 3. 看護導入研修・介護導入研修の実施

看護師・介護福祉士候補者は、日本語研修修了後、受入れ施設において国家試験受験に向けての研修に従事しますが、候補者が就労を開始する前までに、看護・介護に関する基礎的な知識・技能を一定程度、修得しておくことは、施設内研修への円滑な移行を図る上で重要です。

このため、JICWELS では、候補者が受入れ施設で就労する前の看護・介護分野の基礎研修として、訪日後の6か月間の日本語研修期間中に看護・介護導入研修を実施いたします。

なお、看護師・介護福祉士候補者の日本語能力が十分と認められる場合は、所要の日本語研修は免除され、日本に入国後、JICWELS が実施する看護・介護導入研修(10日間程度の予定)の修了後、受入れ施設での就労が開始されます。

### 4. 受入れ機関からの各種報告の受理等

法務省告示や厚労省告示を受けて、JICWELS では受入れ機関から、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況、雇用契約の要件の遵守状況に関する報告を定期的に受け、その内容を確認します。また、候補者の失踪や不法就労活動などについても随時、受入れ機関から報告していただくことにしています。JICWELS はこれらの報告を地方入国管理局や厚生労働大臣に提出します。

## 5. 受入れ施設・候補者に対する支援

JICWELS では、厚生労働省からの交付金により、受入れ施設及び候補者に対して次のような支援を行っております。

### (1) 相談窓口

JICWELS においては相談支援体制を整備し、施設内研修や雇用管理などに関する受入れ施設や候補者からの疑問や相談などを直接、電話等で受け付け、助言を行う等の対応に当たっております。以下の連絡先及び相談時間において受け付けております。

#### ○ JICWELS フィリピン人候補者相談窓口（英語対応可）

連絡先：TEL： 03-3225-6592（直通） FAX：03-6426-8580

Email: sodan@jicwels.or.jp

受付日時：毎週月曜日、金曜日（週2日）（祝・祭日を除く）

午前 11:00～13:30 午後 14:15～18:00

#### ○ JICWELS インドネシア人候補者相談窓口（インドネシア語対応可）

連絡先：TEL： 03-3225-6593（直通） FAX：03-6426-8580

Email: sodan@jicwels.or.jp

受付日時：毎週月曜日、木曜日（週2日）（祝・祭日を除く）

午前 11:00～13:30 午後 14:15～18:00

### (2) 巡回訪問

JICWELS では、少なくとも年 1 回、すべての受入れ施設に対して巡回訪問を行います。巡回訪問においては、厚生労働省告示等に定められている受入れにあたって満たすべき要件（受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件）の遵守状況に加えて、候補者の就労状況や研修の進捗状況について、受入れ責任者、研修責任者、候補者からのヒアリング等により確認いたします。また、研修専門家による施設内研修等に関する相談・助言も行います。

### (3) 受入れ施設・候補者に対する研修支援

JICWELS は、候補者の国家資格取得に向け、受入れ施設及び候補者に対する研修支援を行います。平成 23 年度における受入れ施設及び候補者への支援の詳細については、次ページの「平成 23 年度における支援について」をご参照ください。

～平成 23 年度における支援について（厚生労働省・JICWELS）～

※**太字**は JICWELS が実施している支援

(1) 全ての受入れ施設・候補者に対する支援

- ① **看護・介護導入研修**
- ② **相談窓口**
- ③ **巡回訪問**
- ④ **過去の国家試験問題の翻訳(英語・インドネシア語)**
- ⑤ **メールマガジンの発行**

(2) 看護師候補者受入れ施設に対する支援

- ① **受入れ施設研修担当者会議**
  - 受入れ施設の研修担当者を集め、受入れの好事例の発表や、受入れ施設同士の情報共有の場を提供
- ② 外国人看護師候補者受入れ施設に対する支援事業
  - 受入れ施設の研修支援体制の充実を図るため、研修指導者経費、物件費等を支援(1施設あたり 461 千円)
- ③ 外国人看護師候補者就労支援対策事業
  - 就労上必要な日本語能力を高めるため、日本語学校等への修学又は講師の派遣による研修の実施に係る経費を支援(候補者 1 人当たり 117 千円)
- ④ **外国人看護師候補者看護専門・日本語習得研修支援事業**
  - 看護師国家試験対策講座のインターネット配信(オンデマンド講座)
  - Eラーニングでの過去問等の反復学習支援
  - 受験対策のための集合研修(模擬試験含む)の実施
  - スカイプの活用や学習専門家派遣による個別学習相談・指導
  - 専門日本語学習教材の開発・配布

(3) 介護福祉士候補者受入れ施設に対する支援

**①受入れ施設研修担当者会議**

- 受入れ施設の研修担当者を集め、受入れの好事例の発表や、受入れ施設同士の情報共有の場を提供

② 受入れ施設が行う候補者の学習に対する支援

- 受入れ施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用を補助(日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校や養成校への通学、民間業者が実施する模擬試験への参加等)に係る経費を支援(候補者 1 人当たり 235 千円以内)

**③日本語及び介護分野の専門知識等の習得に関する支援**

- 就労年数別の集合研修(模擬試験含む)の実施

- ・就労 1 年目の候補者:日本語習得のための研修
- ・就労 2 年目の候補者:介護福祉士国家試験受験対策に必要な日本語習得のための研修
- ・就労 3 年目の候補者:国家試験受験対策のための研修

- 就労 2 年目及び 3 年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導の実施

**④ 専門日本語学習教材の配布**

**⑤ 定期的な漢字テストの実施**

## ～介護福祉士候補者受入れ機関の施設要件～

1. 児童福祉法に規定する知的障害児施設（入所施設）、盲ろうあ児施設（入所施設）、肢体不自由児施設（入所施設）又は重症心身障害児施設
2. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
3. 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
4. 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設
5. 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム
6. 児童福祉法に規定する知的障害児施設（通所施設）、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設）又は肢体不自由児施設（通所施設）
7. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設
8. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に既定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
9. 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター
10. その他 6～9 までに類する通所サービスを提供する施設<sup>1</sup>

※ただし、1～5の施設については定員が30名以上（介護療養型医療施設は介護保険の指定を受けた病床数が30床以上）であること。また、6～10の施設については、1～5の施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること

---

<sup>1</sup> 「10. その他 6～9 までに類する通所サービスを提供する施設」とは、「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭 54. 4. 11 付け児第 67 号）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設、「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭 63. 5. 25 付け厚生省社第 298 号）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設、「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平 15. 11. 10 付け障発第 1110001 号）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設をいう。

